

島根県農林水産業共同研究等取扱要綱の運用について

平成24年4月1日
改正 平成25年4月1日

農林水産部農林水産総務課

島根県農林水産業共同研究等取扱要綱（以下「要綱」という。）第1条に定める研究機関が県以外の者と実施する共同研究及び受託研究については、要綱及び島根県農林水産共同研究等実施要領（以下「要領」という。）に基づくものとするが、細部の運用については次のとおりとする。

第1 受託研究等

この要綱に言う共同研究及び受託研究とは次のものをいう。

1 共同研究

県以外の者と研究を分担し、技術知識を交換し、研究費用を分担することによって行うもの。
また、県以外の者から旅費等の費用弁償を受け、研究チームに参画して研究活動を行うものも共同研究として取り扱うことができる。

2 受託研究

県以外の者（委託者）から施設、備品、資材及び必要経費等の提供を受け、依頼事項の試験研究を行うもので、その試験研究成果を委託者に提供するもの。

第2 共同研究等の相手方となるものの範囲

この要領にいう共同研究等の相手方となるものは、当該研究を行うために必要な技術力及び財務能力を有すると認められるものとする。但し、国庫補助事業等、別に定めがある研究については、この要綱を適用しない。

第3 共同研究等に係わる試験研究の要件

共同研究等に係わる試験研究は、次のすべての要件を満たすものであること。

- 1 近代的な農林水産業の育成、その他農林水産行政の要請に即応したもので、本県農林水産業の振興に寄与することが見込まれるものであること。
- 2 当該研究が、県の行う研究として必要かつ妥当なもので、研究機関で実施することが特に有意義であると認められること。
- 3 固有の試験研究の遂行に支障をきたすことなく、かつ既往の試験研究課題と一体的に取り組み得るもの。

第4 共同研究等の契約書関係

- 1 共同研究等の契約書の「実施期間」については、会計単年度主義による。
- 2 共同研究契約書第4条の「共同研究の実施場所」については、県の施設、共同研究者の施設及びそれ以外の場所のいずれにも設けられるものとする。
- 3 共同研究契約書第9条の「費用の分担」については、研究を分担しそれぞれの場所で行う場合は、県及び共同研究者がそれぞれ独立して予算を計上するものとするが、共同研究者が県の施設で研究を行う場合は、共同研究に要する経費を県に納入させ、県で会計するものとする。

第5 秘密保持

共同研究、受託研究の実施にあたっては秘密情報の管理を徹底すること。

また、共同研究、受託研究に至らない情報交換やデータ・サンプル等の授受にあっても、必要に応じて、秘密保持契約の締結、秘密保持誓約書・受領書等を徴取することにより秘密情報の管理を行うこと。

第6 遵守事項

特許権等の取り扱いについては、要綱、要領に定めるほか、「島根県職員の勤務発明等に関する規程」（平成16年島根県訓令第3号）を遵守すること。

第7 事務担当

- 1 この要綱に関する全般の連絡調整は、農林水産総務課があたるものとする。
- 2 この要綱に係わる事務は、当該研究機関及びこれを所管する課（室）があたるものとする。